

通学路の安全対策について

本年5月の新潟市における下校中児童の殺害事件や、6月の大阪府北部地震におけるブロック塀倒壊による児童の死亡事故を受け、この間、区では通学路の安全対策を行ったので報告する。

1 ブロック塀等危険箇所の安全対策

6月の地震発生後、直ちに都市整備部と連携をとり調査等を行った結果、通学路沿道の倒壊危険性が高い39箇所の塀等が判明したので、以下の4点の対応策を実施

- (1) 通学路に面した39の危険箇所を記載した地図情報を各学校に提供し、各校での児童・生徒への安全指導を実施する。
- (2) 通学路の状況により必要な場合は、当面の間、当該危険箇所を迂回するなどの緊急回避措置をとる。
- (3) 危険箇所の改修等に時間がかかる場合は、通学路の変更等について、学校関係者と協議を行う。
- (4) 小学校においては、学校関係者などと危険箇所の点検を実施し、今後の学校安全マップなどに反映していく。

2 通学路緊急合同点検

東京都教育庁を通じた文部科学省等からの通学路緊急合同点検の通知を受け、8月から9月にかけて、各小学校の教員、警察署職員、PTA、学童クラブ職員等による通学路緊急合同点検を以下のとおり実施

- (1) 国から示された防犯上の危険箇所のチェックリストなどを活用して、区内三警察署と合同で全小学校の通学路を点検・調査する。
- (2) 放課後学童クラブへの来所・帰路経路も危険箇所把握の対象となることから、学童クラブ等と連携を図って実施する。
- (3) 調査結果については、東京都を通じて国に報告するとともに、各学校で作製している安全マップづくりに活用し、通学路の安全指導に役立てる。
- (4) 防犯上の危険箇所に加え、通学路沿道で倒壊の危険性が高い39箇所の塀等についても、併せて現場を確認する。